

由布市湯布院地域複合施設建設工事設計業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1. 基本方針

平成30年5月に策定した「由布市湯布院地域複合施設建設基本構想」に基づき、本市が計画している湯布院地域複合施設の建設にあたり、湯布院地域の生活と文化が融合するまちづくりの拠点施設と位置付け市民の希望や夢を建築物として実現できる卓越した能力を持つ企画・設計者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 由布市湯布院地域複合施設建設工事設計業務委託
- (2) 業務内容 由布市湯布院地域複合施設建設工事に係る基本設計及び実施設設計並びに造成設計業務
なお、詳細については、仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月28日まで
- (4) 委託金額 委託金額は5,900万円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。
- (5) 建設予定地 大分県由布市湯布院町川上3738番地1他6筆
現由布市湯布院庁舎
- (6) 敷地及び面積 敷地図参照(別紙)
敷地面積 3,836.97 m²
- (7) 地域地区 都市計画区域内 商業地域
- (8) 敷地の状況 宅地
- (9) インフラ関係 簡易水道、排水接続可能(要調査)
- (10) 敷地利用 敷地内に下記(12)の建物の他に、駐車場を設置する。
- (11) 建築条件
 - ① 由布市景観条例(由布院盆地景観計画)、潤いのある町づくり条例、その他の法令を遵守すること。由布院盆地景観計画については、由布市ホームページ内下記URLにて閲覧可能。
<http://www.city.yufu.oita.jp/biz/tosikeikakukeikan/keikann/keikau/bontikeikan/>
 - ② 建物規模 約3,700 m²
 - ③ 事業費 15億円以内(消費税及び地方消費税を含む)
(建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事等)
 - ④ 工期 平成33年3月末まで
- (12) 建物用途 庁舎、公民館、図書館、コミュニティセンター等

3. 参加資格等

(1) 資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 公告の日から設計候補者決定までの間において、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 参加を表明する者は「国または地方公共団体が発注した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の設計受注実績（新築・増築に限る）」があること（参加表明書に当該実績の契約書の写しを添付すること）。
- ⑥ 「参加表明書等」の提出は、参加を表明する者の所属する一級建築士事務所、1 提案のみとする。
- ⑦ 協力者（協力事務所）

「参加表明書等」を提出できる者は、本業務に関する構造、設備等専門分野（総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は、資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととする。

(2) 業務実施上の条件

- ① 主たる業務（建築意匠業務）を再委託しないこと。
- ② 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士であること。
- ③ 管理技術者及び照査技術者並びに担当主任技術者（意匠）は、参加表明者の組織に所属していること。
- ④ 管理技術者及び照査技術者が記載を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- ⑤ 設計に際し、施設内容について地域住民との協議を十分に行うための懇話会等に関係技術者が出席できること。
- ⑥ 当該施設に使用する予定の建築資材等については、一般に流通しているものを使用すること。
- ⑦ 建物完成後に当該建物の施設・設備等に修繕・交換の必要が生じた場合は、設計事務所の承諾を得なくても、修繕等を容易に実施できること。

4. 提出書類、提出方法及び提出期限等

(1) 提出書類

- ① 参加表明書等
- ② 提案にかかる質問書（質問がある場合）

(2) 提出先（事務局）

〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1
由布市湯布院振興局地域振興課 複合施設建設準備室
TEL : 0977-84-3111 Fax : 0977-84-3104

(3) 参加表明書等

- ① 提出方法：書類作成要領に示した所定の用紙に記入の上、持参または郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着）のこと。
- ② 提出期限：平成30年6月29日（金）正午まで

(4) 第1次審査

平成30年7月上旬

(5) 第1次審査結果発表及び通知

平成30年7月上旬

市ホームページ上で2次審査に進む該当応募者を公表し、全応募者には別途書面で結果を通知。

(6) 技術提案書等

- ① 提出方法：書類作成要領に示した所定の用紙に記入の上、持参または郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着）のこと。
- ② 提出期限：平成30年7月31日（火）正午まで

(7) 最終審査及び公開プレゼン等

平成30年8月中旬

場所及び時間は後日指定

(8) 最終審査結果発表及び通知

平成30年8月下旬

(9) 質問の受付及び回答

質問は参加表明書・技術提案書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

- ① 提出方法：質問書（様式14）により、メールまたはFAXで行うものとする。（必ず着信を確認すること）
E-mail: y_sinko@city.yufu.oita.jp
- ② 受付期限：【参加表明書等】平成30年6月20日（水）正午まで
【技術提案書等】平成30年7月18日（水）正午まで
- ③ 回答：質問者へのメール及び市のホームページ上で回答する。

5. 選定方式

本設計者選定は、公募型２段階プロポーザル方式で行う。第１次審査では、参加表明書等を基に第２次審査に進む応募者を５者選定。第２次審査では、技術提案書の審査に加えて公開プレゼンテーションとヒアリングを行った後、非公開の選考会を経て最優秀者及び次点者を選定。

6. 選定結果の発表

(1) 第１次審査

選定結果は、第１次審査終了後速やかにホームページで公表し、第２次審査に進む応募者には別途書面で通知。

(2) 第２次審査

ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、第２次審査に進んだ応募者全員に結果を書面で通知。

(3) 注意事項

第１次審査及び第２次審査の選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

7. その他

(1) 失格条項 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 提出図書に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格がなく提出図書を提出した者。
- ウ 提出図書の作成要領、提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 選定委員会の委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者。
- オ 提出図書に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
- カ その他、選定委員会が不適格と認めた者。

(2) 設計業務に係る工事の制限

本設計業務を受託した所属事務所（再委託先を含む。以下同じ。）及び当該事務所と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本設計業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。

(3) 提出図書の取扱い

- ア 提出後の提出図書の追加、修正は認めない。
- イ 提出図書は返却しない。
- ウ 提出図書の著作権は、応募者に帰属する。
- エ 本設計者選定の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示などを予定。